



災害時医療救護所の設置と医療救護活動に関する協定締結

この度、葉山町と医療法人徳洲会葉山ハートセンターは、災害発生時の傷病者に迅速で適切な医療を提供するための協定を締結します。本協定により、葉山ハートセンターの敷地内に医療救護所を設置し、地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会と連携して医療救護活動を行います。これにより、地域の災害時医療体制の強化が期待されます。

1 協定名

災害時医療救護所の設置および医療救護活動に関する協定書

2 協定の内容

- ・ 医療救護所の設置に関すること。
- ・ 町と逗葉医師会等が連携して運営する医療救護所の活動に協力すること。
- ・ 医療救護所に併設する医療機関として、トリアージにより医療が必要とされた傷病者に対し、医療を提供すること。
- ・ 医療救護所で使用する医療資器材等について、回転備蓄等による供給体制に協力すること。

3 協定締結式

- (1) 日 時 令和8年9月3日(木) 14時から
(2) 場 所 葉山町役場町長室
(3) 出席者 葉山町

葉 山 町 長	山 梨 崇 仁
葉山副町長	小 野 淳
総 務 部 長	西 尾 直 樹
福 祉 部 長	佐 野 秋 次 郎

徳洲会葉山ハートセンター

院 長	飯 田 浩 司
看 護 部 長	大 澤 栄 子
事 務 長	福 田 勝 則

(敬称略)

問合せ先 葉山町総務部防災安全課

課 長 行谷 電話 046-876-1111 内線 395

主 事 川船 電話 046-876-1111 内線 398